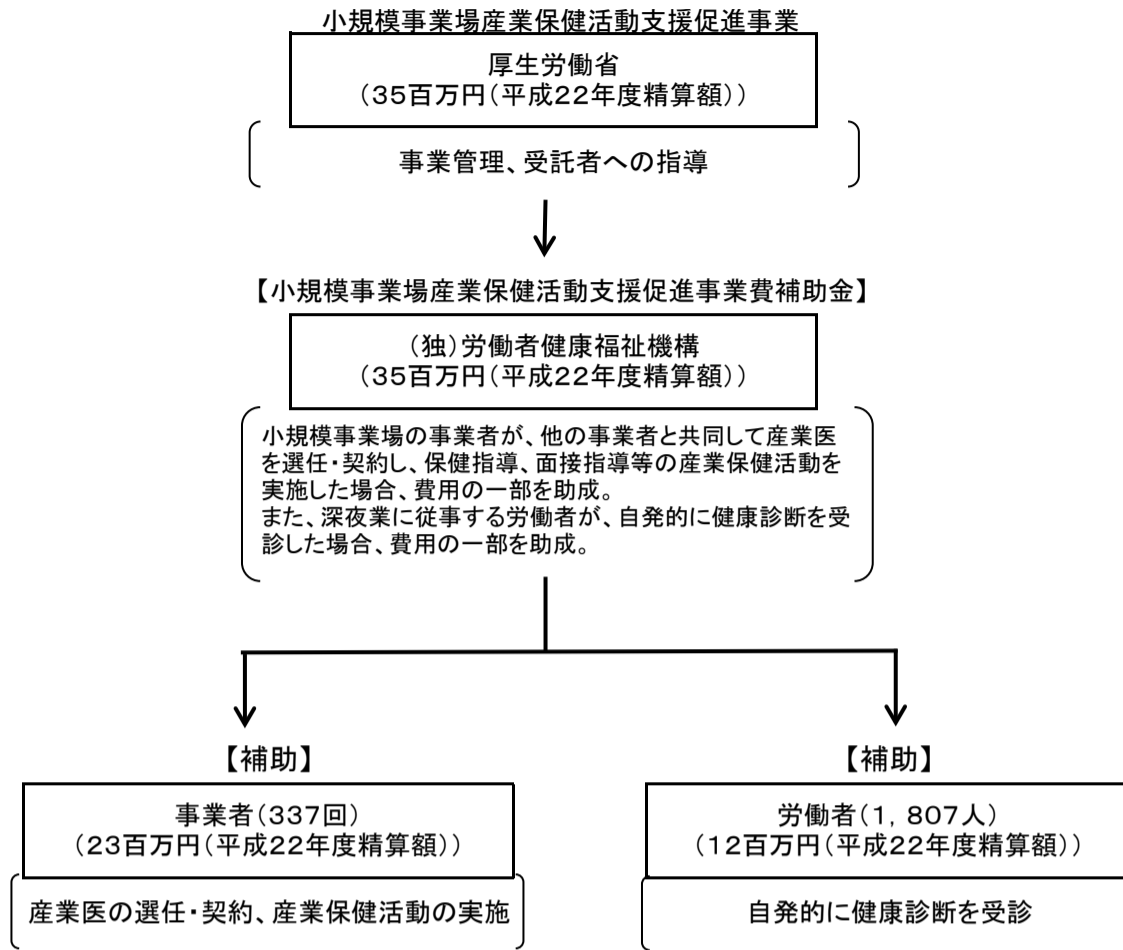


行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	小規模事業場産業保健活動支援促進事業費補助金	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成9年度開始(産業医共同選任) 平成12年度開始(自発的健康診断)	担当課室	労働衛生課	椎葉 茂樹			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	施策名	Ⅱ-2-2 労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働安全衛生法第13条の2、第19条の3 労働安全衛生法第66条の2、66条の4、66条の5	関係する計画、通知等	第11次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	産業医の選任義務のない労働者数が50人未満の小規模事業場における産業保健活動を支援することにより、産業医の選任義務のない事業場に対して、産業医の要件を備えた医師の選任の拡大を図り、もって、労働者の健康管理の向上等を目的とする。また、深夜業に従事される方が自己の健康に不安を感じて、自発的に健康診断を受診することを支援し、労働者の健康管理の充実を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、他の事業者と共同して産業医の要件を備えた医師を選任・契約し、職場巡視、健康診断の結果に基づく保健指導、長時間労働者への面接指導、健康教育、健康相談等の産業保健活動を実施した場合、その費用の一部を3年間にわたって、年間で最大4回助成する。また、深夜業に従事する労働者が、自発的に健康診断を受診した場合、その費用の一部を助成する。 なお、平成22年度限りで本事業を廃止したが、小規模事業場産業医選任促進事業については、平成22年度以前に事業を利用申請済みの事業場に対しては、経過措置として引き続き3か年を限度として助成を行うこととしている(平成23年度以降は新規の申請を受け付けていない)。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予算の状況	当初予算	131	126	76	28	11
		補正予算					
		繰越し等					
		計	131	126	76	28	11
	執行額	83	54	35			
執行率(%)	64	43	46				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	産業医共同選任事業終了後、事業場における医師による産業保健活動の重要性・必要性について認識し、今後も何らかの産業保健活動を継続する予定である旨の回答を80%以上の事業場から得る。	成果実績	%	—	74.0	71.6	—
		達成度	%	—	92.5	89.5	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	産業医共同選任事業の申請を行った事業場数 予算要求上の件数を旨とする。	活動実績 (当初見込み)	事業場	126	178	106	— (263) (0)
単位当たりコスト	21,500 (円/回)	算出根拠	単位当たりコスト=小規模事業場産業医選任促進事業助成金額				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	事業費	28	11	平成22年度廃止による経過措置最終年度分の計上としたもの			
計	28	11					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	△	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	産業医の選任義務のない小規模事業場を対象に集団で自主的に産業医を選任した場合に費用を一部補助するものであるが、小規模事業場の労働者の健康管理については、他事業でも支援を行っていることから、必ずしも広く国民のニーズがあるものではない。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	・1事業場に対し最高でも年間4回しか補助しないことから、必ずしも十分に産業医の意義を理解するに至らず、成果目標を達成できなかったため。 ・本事業の利用は最大3か年に限られているが、産業保健活動に関心の強い事業場については、これまでに本事業の活用している場合が多いと推測する。本事業の継続により、すでに一定のニーズが満たされたために、実績が低下したものとする。
	×	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	×	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	平成22年度限りで本事業を廃止した。なお、小規模事業場産業医選任促進事業については、平成22年度以前から事業を利用している事業場に対し、経過措置として引き続き3か年を限度として助成を行う。		
予算監視・効率化チームの所見			
廃止		小規模事業場産業保健活動支援促進事業費補助金については、省内事業仕分けの結果を踏まえ、段階的に廃止を図っていくこと。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
省内事業仕分けの結果を踏まえた段階的廃止(反映額: ▲17百万円)			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

※平成22年度実績を記入



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単
位:百万円)

A.(独)労働者健康福祉機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	小規模事業場産業医選任促進事業助成金	23			
事業費	自発的健康診断受診促進事業助成金	12			
計		35	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	産業医の選任・契約、産業保健活動及び自発的に受診した健康診断への助成	35	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					